

静岡市食育推進計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）の実施の推進に係る検討を行うため、静岡市食育推進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育推進計画の推進に関し必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は保健福祉長寿局健康福祉部長の職にある者を、副委員長は教育委員会事務局教育局次長の職にある者を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもってそれぞれ充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条に規定する事項を調査研究させるため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は委員長が保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課の職員のうちから指名する者を、副部会長は教育委員会事務局教育局学校給食課の職員のうちから当該課の長が指名する者を、部会員は別表第2に掲げる課の職員のうちから当該課の長が指名する者をもってそれぞれ充てる。
- 4 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と

と、第5条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

市民局次長	保健福祉長寿局健康福祉部 健康づくり推進課長
子ども未来局次長	保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所食品衛生課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所長	経済局農林水産部農業政策課長
経済局農林水産部長	経済局農林水産部水産漁港課長
市民局生涯学習推進課長	経済局農林水産部中山間地振興課長
市民局生活安心安全課長	教育委員会事務局教育局学校教育課長
子ども未来局子ども未来課長	教育委員会事務局教育局学校給食課長
子ども未来局こども園課長	

別表第2（第6条関係）

市民局生涯学習推進課	経済局農林水産部農業政策課
市民局生活安心安全課	経済局農林水産部水産漁港課
子ども未来局子ども未来課	経済局農林水産部中山間地振興課
子ども未来局こども園課	教育委員会事務局教育局学校教育課
保健福祉長寿局保健衛生医療部 保健所食品衛生課	